

### 3 就業規則の変更と届出

- 就業規則変更届 (p. 67)
- 意見書 (p. 68)

就業規則は、一度作成して労働基準監督署へ届け出たなら、そこですべて終了となるものではありません。就業規則に規定されている内容は、労働基準法をはじめとする多くの法律が関わっています。就業規則の内容の根本的なものである法律は、その時々々の社会の流れやときには日本はもちろん世界の情勢をも鑑み、改正が繰り返されます。

現在、労働基準法第32条では、労働時間の規定として、使用者は労働者に対して、休憩を除いて1週間につき40時間、1週間の各日については、休憩を除き1日8時間を超えて労働させてはいけなくしてしています。たとえば、法律の改正によって、10年後には「1週間につき35時間、1日につき7時間」とされることがあるかもしれません。その改正後に就業規則を変えずに、また、実際に1日8時間、1週間40時間のまま、残業代も支払わずに労働させ続けていたらどうなるでしょう。法定労働時間を超えている1日1時間分、1週間5時間分は法定労働時間外分として、使用者は労働者に割増賃金として支払う義務が生じます。このまま就業規則も変更せず、実情も1日8時間の労働を続けていけば、労働基準監督署の是正勧告や指導などにつながりますので、注意が必要です。

ただし、現実的に法律を改正するにはある程度の期間が必要となり、ある日突然、明日から改正されるようなことはありません。就業規則を変更する時間的余裕は十分にありますので、面倒がらずに変更作業を進めてください。

また、就業規則を変更するもうひとつの理由として、会社の意向や事業内容の変更または追加などもあります。たとえば、就業規則で「育児・介護休業法に定める通り」としている会社で、この数年で女性従業員が急速に増加し、産前産後休業や育児休業などを充実させたいという事業主の意向があった場合、変更する必要があります。小売業を営んでいる法人が介護事業にも進出し、労働時間についての規定を変更せざるを得ない場合もあるでしょう。このように、法律の改正はないものの、会社の都合で変更する事情が生じれば、その都度、就業規則の変更が必要であり、また、労働基準監督署への届け出も行わなければなりません。

就業規則を変更するには、法律違反になるような変更はしないこと、従業員の不利益になる変更はしないことを念頭に置いて作業に取りかかるようにしましょう。特に従業員に不利益となる変更は、各都道府県の労働局や労働基準監督署からの調査や指

# 就業規則変更届

平成 25 年 11 月 1 日

〇〇 労働基準監督署長 殿

今回、別添のとおり当社の就業規則を~~制定~~変更いたしましたので、  
意見書を添えて提出します。

## 主な変更事項

| 条文     | 改正前   | 改正後  |
|--------|---|--|
| 第 27 条 | <p>(家族手当)</p> <p>家族手当は、次の扶養家族を有する従業員に対し、支給する。</p> <p>①配偶者 月額 10,000 円</p> <p>②18 歳未満の子 1 人から 3 人まで 月額 5,000 円</p> <p>③60 歳以上の父母 1 人につき 月額 3,000 円</p> | <p>(家族手当)</p> <p>家族手当は、次の扶養家族を有する従業員に対し、支給する。</p> <p>①配偶者 月額 10,000 円</p> <p>②18 歳未満の子 1 人から 3 人まで 月額 5,000 円</p> <p><u>18 歳未満の子 4 人以上</u><br/>1 人につき月額 3,000 円</p> <p>③<u>60 歳以上の父母 1 人につき</u><br/>月額 5,000 円</p> |

| 労働保険番号  | 都道府県                       | 所轄 | 管轄 | 基 幹 番 号 |   |   |       |   |   | 枝 番 号 |   | 被一括事業番号 |      |  |
|---------|----------------------------|----|----|---------|---|---|-------|---|---|-------|---|---------|------|--|
|         | 0                          | 0  | 0  | 0       | 0 | 0 | 0     | 0 | 0 | 0     | 0 |         |      |  |
| ふりがな    | かぶしきがいしゃ〇〇しょうじ             |    |    |         |   |   |       |   |   |       |   |         |      |  |
| 事業場名    | 株式会社 〇〇商事                  |    |    |         |   |   |       |   |   |       |   |         |      |  |
| 所在地     | 〇〇市××町△番地 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |    |    |         |   |   |       |   |   |       |   |         |      |  |
| 使用者職氏名  | 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟              |    |    |         |   |   |       |   |   |       |   |         |      |  |
| 業種・労働者数 | 小売業・12 人                   |    |    |         |   |   | 企業全体  |   |   |       |   |         | 12 人 |  |
|         |                            |    |    |         |   |   | 事業場のみ |   |   |       |   |         | 12 人 |  |

〔 前回届出から名称変更があれば旧名称  
また、住所変更もあれば旧住所を記入 〕